

事業者
向け



業務用エアコン・ルームエアコン 買い換え助成金 募集要項

ゼロカーボンシティの実現へ！

西東京市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。この助成制度は、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みのひとつとして、事業所における省エネ行動を促進することを目的としています。



最新のエアコンを導入すれば電気代の節約&省エネになります！

近年、電気料金が高騰したことでさまざまな業種で光熱費の負担が増え、社会問題化しています。

また、経済産業省の統計によると、各業種での電力消費の比率は以下のようになっています。業種ごとの電力消費の比率は次のとおりです。

- ・ オフィスビル：空調 48.6%、照明 23.1%
- ・ 飲食店：空調 50.5%、照明 17.4%、冷凍・冷蔵 12.6%
- ・ 卸小売店：空調 26.2%、照明 21.8%
- ・ 食品スーパー：空調 24.3%、照明 16.3%、冷凍・冷蔵 9.9%

出典：資源エネルギー庁の統計（令和5年6月夏季の省エネ節電メニュー）

このように空調は様々な業種で電力消費量の比率が大きいため、空調設備による節電対策は有効であるといえます。

申請期間

令和7年5月15日(木)から令和7年12月26日(金)まで ※消印有効

※申請は**先着順**です。

受付期間内であっても、予算が上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

予算残額については、残額が少なくなってきた時点で市ホームページにてお知らせします。ホームページをご確認または環境政策課までお問い合わせください。

☒ **申請受付期間内に設置・支払いが完了してから申請してください。**

令和7年5月15日より前に購入された場合は助成対象となりません。

☒ **提出書類や要件について、不明な点がある場合は、設置前にご相談ください。**

省エネ基準などの要件を満たさない場合は、助成金の交付ができませんのでご注意ください。

助成対象者と要件 ※次の（１）または（２）

（１）市内の中小企業者等であること（下表に該当すること）

業種		資本金規模・従業員規模
中小企業者	製造業等	3億円以下又は300人以下
	卸売業	1億円以下又は100人以下
	サービス業	5,000万円以下又は100人以下
	小売業	5,000万円以下又は50人以下
医療法人等（※）		300人以下
農業を営む者		—

※医療法人のほかに、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人など

（２）市内に事業所を有する個人事業主

助成金額

助成対象機器	購入先	助成金額	機器の要件
業務用エアコン ※本体代+設置費	購入先店舗の指定なし ※インターネットでの購入も可	20万円 ただし、本体代+設置費用が20万円に満たない場合は、助成対象経費を上限とします。	導入推奨機器として指定されたもの（※１） 事業用途に供する部分において使用する空調機器であって、「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成21年3月10日付20環都計第529号）」に基づき、「中小企業者向け省エネ促進税制」において減免対象となる機器です。
ルームエアコン ※本体代のみ	市内個人店	2万円	統一省エネルギーラベル【目標年度2027年度】で★が1.0以上の製品（※２）
	市内量販店	1万5千円	

- ・消費税は助成対象経費に含みません。
- ・算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。
- ・複数台購入した場合も、上記表中の助成金額が上限となります。

（※１ 導入推奨機器）

東京都環境局ホームページ内の「中小企業者向け省エネ促進税制対象機器」の[導入推奨機器検索](#)から対象となる製品を検索することができます。

[導入推奨機器検索はこちらから▶▶▶](#)



（※２ 統一省エネルギーラベル）

[省エネ型製品情報サイト](#)から対象となる製品を検索することができます。

[省エネ型製品情報サイトはこちらから▶▶▶](#)



助成対象となる経費の例

項目	内訳
①設計費	助成対象設備の導入等に係る設計に必要な経費
②設備費	助成対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 (例) 空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器(リモコン、フード等)
③工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 (例) 労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調製費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井解体及び復旧費等
④処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費 (例) 既存の設備の撤去・処分のための工事に要した費用

申請時の提出書類(添付書類はコピー可)

共通

☐ 地球温暖化対策助成金(業務用エアコン等) 交付申請・実績報告兼請求書(市指定様式)

☐ 中小企業者等であることを確認できる書類

【法人の場合】

- 発行後3か月以内の商業・法人登記簿謄本(現在事項証明書または履歴事項証明書)
- 従業員数がわかる書類(法人事業概況説明書の写し、労働保険概算・確定保険料申告書等(受付印のあるものなど)) ※「従業員数がわかる書類」については、P2「助成対象者と要件」(1)の表において、資本金規模を超えている中小企業者及び医療法人等が申請する場合に提出が必要です。

【個人事業主の場合】

- 直近の確定申告書(受付印または電子申告の受信通知のあるもの)
※不動産賃貸業の場合は、市内の対象機器の設置(予定)場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの(青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)など)

☐ 市内に事業所を有していることを確認できる書類 次の①～③のいずれか

- ①発行後3か月以内の公共料金の請求書または領収書の写し(事業所の名称と所在地の記載があるもの)
- ②発行後3か月以内の事業所の不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書)
- ③営業許可証の写し ※①～③の書類以外の代替書類を提出する場合は事前にご相談ください。

☐ 領収書

領収書に型番の記載がない場合は、但し書きに「エアコン代として」等を記載のうえ、他の書類で型番を確認します。

☐ 設置場所・買い換えであることが確認できる書類

【業務用エアコンを申請する場合】①～③すべて

- ①室内機、室外機の設置場所が明示してある平面図
- ②設置前の状況(機器)がわかるカラー写真
- ③配送・設置場所の住所が記載されている書類(納品書等)

【ルームエアコンを申請する場合】①、②どちらも

- ①家電リサイクル券(排出者控え)等の写し
- ②配送・設置場所の住所が記載されている書類(納品書、配送伝票等)

該当する場合のみ

☐ 設置同意書

対象機器を設置する建築物が共有又は賃貸建築物、使用貸借建築物である場合のみ提出

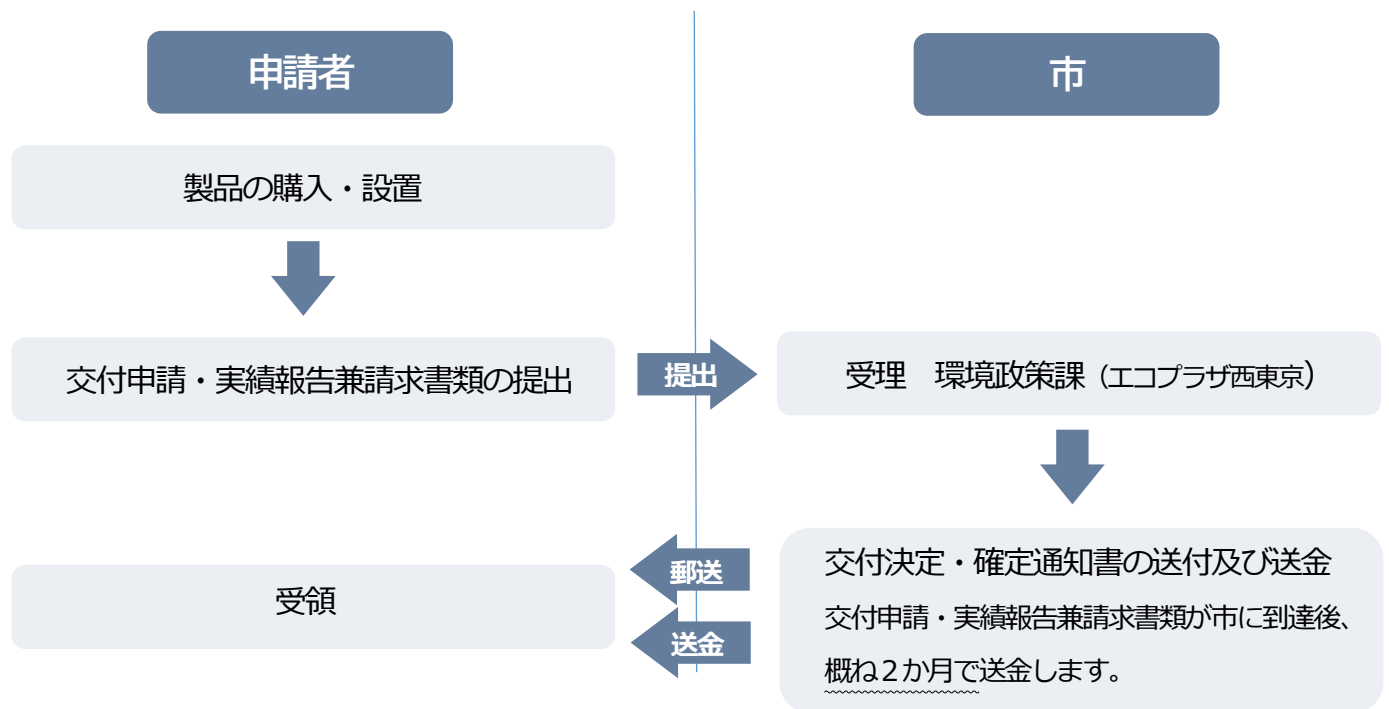
☐ 令和6年度納税証明書または非課税証明書

個人事業主で、令和6年1月1日現在、西東京市に住民票がなかった場合のみ提出

注意事項

- ・申請は1事業者につき1回までです。
- ・新規設置は対象外（西東京市内の事業所で使用しているエアコンを、省エネ基準をクリアしているエアコンに交換設置する場合が対象）
- ・新品の機器が対象です。機器をリースする場合は、助成対象となりません。
- ・ルームエアコンから業務用エアコンに買い換える場合等は対象となりません。
- ・ハウジングエアコンは対象外です。省エネ基準については、購入前に必ずご確認ください。
- ・国や東京都など、他の助成金との併用は可能です。ただし、助成金額の合計が、導入費用を超えない範囲となります。
- ・偽りその他不正な手段により交付決定を受けて助成金を交付されたときは、決定を取り消し助成金の返還を求めます。
- ・申請書類等は市ホームページからもダウンロードできます。

申請手続の流れ（フロー）



交付申請・実績報告兼請求書類の提出方法

【申請期間】 令和7年5月15日（木）から令和7年12月26日（金）まで ※消印有効

【提出方法】 電子申請 もしくは 環境政策課窓口まで持参または郵送

【お問い合わせ・書類提出先】

西東京市みどり環境部環境政策課環境係

〒202-0011 西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京

電話：042-438-4042（直通）

FAX：042-438-1762

メール：kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

電子申請はこちらから▶▶▶

